

◆ 担い手通信 第2号 ◆

令和3年8月発行

浜松市担い手育成総合支援協議会事務局 浜松市農業振興課

～新たな取り組みや経営発展のために機械や施設の導入を検討されている皆様へ～

令和4年度「強い農業・担い手づくり総合支援事業

（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」及び

令和3年度補正「担い手確保・経営強化支援事業」の要望調査について

「強い農業・担い手づくり総合支援事業（先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」は、融資を活用して農業用機械や施設を導入する経費を助成する国の事業です。この事業は、今後も継続して実施される見込みのため、今年度も要望調査を行います。

下記のとおり、内容をご確認のうえ応募いただきますようお願い申し上げます。

なお、予算確保の関係上、期限を過ぎた場合、申込は受け付けられませんのでご了承ください。

また、両事業は、国予算の確保の状況等により、事業自体がやむを得ず中止となる場合がございます。

【 締 切 】 令和3年9月3日（金）17：00必着 ※期限厳守

【申込後の流れ】 上記締切以降、年度内に個別ヒアリングを行い、申請内容や成果目標等を確認する予定です。要望内容に応じたポイントによる選考を経て、採択がおりた場合には本申請の手続きに移行していきます。

【 応募資格 】 以下の①～③の全てに該当する方（④は該当される方のみ）

- ① 浜松市の「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者又は認定新規就農者であること。
- ② 配分基準点の自己チェック表 A が合計 12 点以上であること。
- ③ 導入予定の機械や施設を活かして新規取組等の成果目標を立て、3年以内に達成できること。
※未達成の場合には補助金返還になる場合がございますのでご注意ください。
- ④ 過去に国庫補助事業を採択されたことがある方の場合、未達成となっている目標がないこと。
※国庫補助事業とは、今回の要望調査対象事業のほか、経営体育成支援事業を含みます。

【 申込条件 】 以下の①～⑤の全てを了承いただける方

- ① 国からの通知を受け、要件等の内容変更や、事業が中止される場合があります。
- ② 各事業は、全国の中でポイントの高い市町村又は地域から採択される事業です。
市又は地域のポイントは、申請内容を構成する経営体の配分基準ポイントの平均値から算出され、経営体の配分基準ポイントは、3年後の達成目標や、これまでの取組内容に基づいて算出されます。
- ③ 浜松市が事業採択した後に、機械・施設が発注可能となりますが、現時点での採択時期は未定です。
（令和3年度の「強い農業・担い手づくり総合支援事業」は令和3年7月、令和元年度補正事業の「担い手確保・経営強化支援事業」は令和2年4月に発注可能となりました。）
- ④ 本事業により機械・施設を導入した場合、耐用年数が切れるまで利用日誌等の作成・提出が必要です。また、ハウス等の施設については園芸施設共済等の加入が必要です。
- ⑤ 各事業は自らの経営において使用するために行う取組であって、費用については必ず融資を受ける必要があります。
- ⑥ 認定農業者等育成支援事業との令和4年度の重複申請はできません。

	事業 1	事業 2	事業 3
事業名	強い農業・担い手づくり 総合支援事業 (地域担い手育成支援タイプ)	強い農業・担い手づくり 総合支援事業 (先進的農業経営確立支援タイプ)	担い手確保・経営強化 支援事業
事業概要	新規の取り組みや規模拡大など、経営改善・発展の目標を立て、その実現のために融資を活用して機械・施設等を導入する経費を助成します。 ※自己資金のみで導入される場合は対象外となります。		
補助対象	それぞれの価格が50万円(税込)以上の機械・施設等で、耐用年数が5年~20年のものを新規導入するもの。 ※農業用であること。トラック、倉庫等、広く他の用途に使えるものは対象外です。 ※老朽化や故障等に伴う買い替え(単純更新)は対象外です。		
補助率	取得価格の3/10以内又は融資額のいずれか低い額		取得価格の5/10以内又は 融資額のいずれか低い額
補助上限	個人・法人 300万円	個人 1,000万円 法人 1,500万円	個人 1,500万円 法人 3,000万円
達成目標 (事業実施年度後3年度内の取組内容)	<p>必須目標(付加価値額の拡大)のほか、配分基準の加点時に目標として掲げたものは必須目標となる。該当しない場合は選択目標から1つ選択すること。</p> <p>【必須目標】</p> <p>●付加価値額の拡大 ※付加価値額 = 収入総額 - 費用総額 + 人件費</p> <p>【選択目標】</p> <p>① 経営面積の拡大 ② 農産物の価値向上 ③ 経営コストの削減(強い農業・担い手づくり総合支援事業のみ選択可能) ④ 農業経営の複合化 ⑤ 農業経営の法人化 ⑥ 単位面積当たり収量の増加(強い農業・担い手づくり総合支援事業のみ選択可能) ⑦ 輸出の取組(担い手確保・経営強化支援事業のみ選択可能)</p>		

※強い農業・担い手づくり総合支援事業は令和3年度、担い手確保・経営強化支援事業は令和2年度補正事業における内容を記載しています。事業内容及び目標内容、配分基準等は国の要綱改正により、変更される可能性がありますのでご承知おきください。

【申込方法】 お申込みは、下記の書類をご記入の上、郵送又はメールにてご提出ください。

※あて先等については、応募用紙上部の記載をご参照ください。

- (1) 応募用紙 …………… 1枚
- (2) 配分基準チェック表 …………… 配分基準チェック表 A
事業2、事業3を希望する方は配分基準チェック表 B、C
- (3) 直近の決算報告書 …………… 個人の場合、令和3年度の青色申告決算書の写し
法人の場合、直近の決算報告書(貸借対照表及び雇用人件費の詳細がわかる部分等)の写し

【問い合わせ先】 浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話：053-457-2331 (担当：井口)
メールアドレス noushin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市人・農地プラン「地域の話し合い」について

浜松市では、令和元年度より人・農地プランの実質化に取り組み、令和3年3月31日付けで新しい浜松市人・農地プランを策定しました。

令和3年度は、10月から翌年の2月にかけて、市内23地区ごとに地域の農業関係者が一堂に会する「地域の話し合い」の開催を予定しています。

具体的な日時・会場等の詳細が決まりましたら、以下のホームページでご案内させていただきます。担い手の皆様におかれましては、ぜひ積極的なご参加をお願いします。

- 人・農地プランホームページ <https://www.hamanougin.jp/>
- 認定農業者協議会ホームページ <https://www.ninteikyo.com>

【人・農地プラン Q&A】

人・農地プランとは	各地域の「担い手農業者（人）」と「農地」の現状や将来像、地域農業が抱えている課題や解決案などについて、地域の農業関係者の話し合いによりまとめていくものです。
人・農地プランを作るメリットは	①：補助事業の活用の幅が広がります。実質化された人・農地プランに中心経営体として位置付けられていることを要件とする国の補助事業が増えています。 ②：より多くの農業関係者でその地域の農業の現状や課題を共有し、方向性を話し合うことで、作目を越えた地域の課題の解決や、よりよい形の地域農業の維持発展につながります。
地域の話し合いに参加するメリットは	普段顔を合わせる事のない地域の農業関係者と面識を持つことができ、自身だけでは解決できない課題の解決や、農業経営に役立つ情報の収集などにつながります。
どのような会になるのか分からず不安だ	地区ごとに一つのテーブルを囲み、行政職員の司会進行に沿って色々なテーマで意見交換を行う、雑談会のイメージです。全体で約1時間を予定しています。体一つでお気軽にご参加ください。
1回話し合っておしまい	さらに話し合いを重ねたい地区においては、適時、地域の話し合いの開催も可能ですので個別にご相談ください。
現在の人・農地プランを見たい	人・農地プランホームページ（上記URL）に、各地区のプランや地区レポート、農地利用図、昨年度の話し合いで出された農業者のご意見等を掲載しています。また、農業振興課の各窓口で閲覧することもできます。 まずはご自身の地区の農業の状況をチェックしてみてください。

【問い合わせ先】

浜松市農地利用課 農地集積グループ 電話 053-457-2836
浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話 053-457-2331

畑地からの土砂流出防止と側溝清掃について

毎年9月から10月にかけては多くの台風が発生します。令和元年10月、静岡県に上陸した台風19号による被害は記憶に新しいところです。

台風による雨や風が原因で畑などから土砂が流出し、道路や側溝に堆積することで事故や冠水につながる恐れがあります。日頃から、土砂の流出防止と側溝清掃にご協力をお願いします。

台風等で被災された農業者の方へのお願い

台風等の災害により被害を受けた場合は、片付ける前に、被害を受けた農作物、農作物の生産・加工に必要な施設・機械など被害状況のわかる写真を詳細に撮っておくようにしましょう。被災証明を申請する場合等に必要となります。

野焼きについて

『野焼き』は、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

ただし、周辺の生活環境に悪臭等の影響を及ぼさない農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されています。

これらの場合であっても、周辺の生活環境に迷惑とならないよう配慮(*)することが大切です。

※配慮とは次のような行為です・・・。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。など

『野焼き』に関することは、環境保全課ホームページに掲載してあります。ご質問やご意見等がありましたら環境保全課大気騒音対策グループまでお問合せください。

〈問い合わせ先〉

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号

環境部環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL053-453-6170

畑等に堆肥を使用する際の注意について

堆肥の臭いに関する苦情が増えています。次の点に注意をしましょう

- 堆肥を使用した際は、速やかに鋤き込みましょう。
- 風向きや時間帯など近隣への配慮をしましょう。
- 堆肥を保管する際は、臭いや堆肥の流出を防ぐためにブルーシート等で覆いましょう。
- 十分に発酵した堆肥を使用しましょう。
- ◎堆肥を使用する際は、事前に近隣へ知らせましょう。